

## 第7章 共通的・基盤的施策の推進

### 第1節 環境影響評価の推進

#### 1 京都府環境影響評価条例の制定経緯

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聞いた上で適切な環境保全対策を講じる**環境影響評価\***（いわゆる環境アセスメント）を実施することは、環境保全上とても効果的な方法です。

このため、元年5月に府の地域特性を考慮した「京都府環境影響評価要綱」（以下本節において「要綱」という。）を制定し、審査、指導を行ってきましたが、その後の「府環境を守り育てる条例」や「環境影響評価法」の制定など、環境影響評価に関わる社会状況の進展を踏まえ、10年10月に要綱の内容に更に新たな手続等を加えた「京都府環境影響評価条例」（以下本節において「条例」という。）を制定、公布し、環境影響評価法の施行に合わせ11年6月に施行しました。

#### 2 条例の特徴

従来の要綱に対し、現在の条例には以下のような特徴があります。

① 対象とする事業はその規模によって定めますが、環境に及ぼす影響の大きさは事業の内容や事業が実施される地域の特性によって左右されることもあり、必ずしも事業の規模だけでは判断できません。

そこで一定規模以上であり必ず環境影響評価を実施する事業（第一種事業）に加え、第一種事業に準じる規模を有する事業（第二種事業）を設定し、第二種事業については、地域特性等を考慮した上で個別に環境影響評価の要否を判定する手続を設けています。（スクリーニング）

② 地域住民等の意見を柔軟に反映した方法により環境影響評価を行うために、事業計画の早い段階で地域住民等に環境影響評価の方法案を示し、意見を聞いた上で決定する手続を設けています。（スコーピング）

③ 対象事業については、その対象規模を要綱の1/6～1/2程度まで引き下げるとともに、林道、在来線鉄道等の新設等の事業を新たに加えています。

④ 環境影響評価の項目については、地球環境や生物の多様性を対象とするとともに、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地を対象項目にしています。

⑤ 環境影響評価の結果を検証するため、対象事業に係る工事の実施又は工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査を行う手続を設けています。（事後調査）

#### 3 条例に基づく審査案件

第1号案件として、城南衛生管理組合（八幡市八幡沢1）が、廃棄物処理施設の更新事業として手続を行い、環境影響評価書の提出を経て16年1月に着工されました。

18年度に稼働予定とされています。

（概要）

事業名称	長谷山清掃工場更新事業	
事業種類	廃棄物処理施設（一般廃棄物焼却施設） 処理能力240t/日（10t/時間）	
所在地	城陽市富野長谷山1-270	
環境影響評価の主な手続	13年3月2日	環境影響評価方法書縦覧開始
	15年4月18日	環境影響評価準備書縦覧開始
	16年1月9日	環境影響評価書縦覧開始

## 第2節 監視測定の実質強化

### 1 監視測定の実況

**環境基準\***の達成状況など、環境の状況を把握し、効果的な施策を推進するためには、大気、水質、騒音・振動などの環境の監視測定が重要です。

このため、大気、水質及び自動車騒音の常時監視をはじめ、必要な監視測定を継続するとともに、監視測定機器の整備などにより測定項目、地点、頻度の充実を図るなど、監視測定体制の一層の充実を図っています。

また、酸性雨の測定や、新幹線走行に伴う騒音・振動等の測定なども実施しています。さらに、**光化学オキシダント\***緊急時、水質事故等の緊急時には、関係機関との連携協力により、迅速、適切に対応しています。

なお、市町村による監視測定を支援するため、騒音及び振動に係る技術指導を行っています。

### 2 高浜原子力発電所に係る環境状況

福井県との府県境から約4kmの地点にある関西電力(株)高浜発電所(以下「高浜原子力発電所」という。)では、4基の原子炉(出力合計339万2kW)が運転されています。

府では、高浜原子力発電所の運転開始(49年11月)に先立つ48年度から環境影響監視を開始し、以後、総合的な環境監視を行っています。

また、12年度には、環境放射線監視テレメータシステムの充実・整備をはじめ、放射線測定所の増設等の強化整備を行い、監視体制及び緊急時の即応体制を一層強化するとともに、表示板やインターネットを通じ測定データや情報等を府民へ提供する機能を強化しました。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜原子力発電所環境測定技術検討委員会」において技術的評価が行われ、15年度についても、「全般的に周辺環境に異常は認められず、環境安全上問題はなかった。」旨の報告を受けています。

#### ①環境放射線監視結果

##### (1) 空間放射線空気吸収線量率等測定結果

###### (ア) 空間放射線空気吸収線量率

舞鶴市及び綾部市内の6ヶ所の放射線測定所において実施している空間放射線空気吸収線量率の15年度における測定値は、24～108ナノグレイ/時(nGy/時)であり、地域や季節による差異は認められましたが、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであり、継続的に測定している大山、吉坂、倉梯測定所について経年的にみると52年度に測定を開始して以来ほとんど変動は認められていません。また、13年度から測定を開始した塩浜、岡安、老富測定所についても、異常は認められていません。

15年度における環境放射能測定車などによる空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、17～49nGy/時であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

###### (イ) 空間放射線積算線量

26ヶ所のモニタリングポイントにおいて、TLD素子による約3ヶ月毎の空間放射線積算線量の測定を行っています。15年度の空間放射線積算線量の測定結果は、年間積算値で0.37～0.65ミリグレイ(mGy)であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

###### (ウ) 浮遊じん

吉坂、塩浜及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ放射能を連続測定していますが、測定結果はいずれも自然現象の範囲と考えられるものとなっています。

##### (2) 環境試料の核種分析結果

人工放射性核種は、セシウム-137が検出された試料がありましたが、濃度は例年と同程度であり、また、コバルト-60等の他の核種は検出されませんでした。これらの検出された人工放射性核種は、過去の核実験や旧ソ連の原子力発電所事故の影響と考えられ、高浜原子力発電所の影響は認められませんでした。

天然放射性核種は、ベリリウム-7及びカリウム-40が各種試料から例年と同程度検出されました。トリチウム濃度については、陸水で不検出～0.6ベクレル/ℓ (Bq/ℓ)、海水で不検出～1.6Bq/ℓ、空气中湿分で不検出～1.8Bq/ℓ一水の範囲でした。ストロンチウム-90濃度は、陸水、牛乳について不検出～2.8mBq/ℓ、米、よもぎ、めばる、なまこ及びほんだわらについては不検出～720mBq/kg生の範囲内であり、異常は認められませんでした。プルトニウム濃度は、陸土、海底沈積物については不検出～2.7Bq/kg乾土、米は不検出であり、異常は認められませんでした。これらストロンチウム-90及びプルトニウムは、過去の核実験等に由来しているものと考えられます。

### (3) 被ばく線量の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」（原子力安全委員会、13年3月）に基づいて、安全側の評価として、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものが、全て発電所に由来するものとして、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、15年度の外部被ばく線量は0.001ミリシーベルト/年 (mSv/年) でした。

また、内部被ばく線量については、安全側の評価として、米等の核種分析により検出された人工放射性核種が、全て発電所に由来するものとし、その最大値を用いて「環境放射線モニタリングに関する指針」（原子力安全委員会、13年3月）の計算式により試算しました。この方法によると、15年度の内部被ばく線量は0.001mSv/年となります。

これらの結果は、原子炉等規制法で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1mSv/年を十分下回っており、問題はありませんでした。

## ② 温排水影響調査

本調査は高浜原子力発電所から放出される温排水の海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

当該海域における水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするとともに、当該海域への温排水の拡散状況を調べるために水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結果と比較して特段の異常は認められていません。

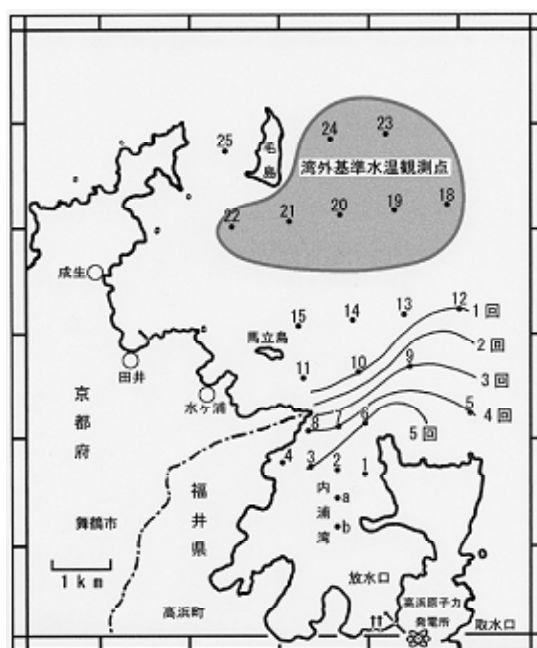
なお、15年度の6回の調査のうち、15年4月、6月、10月、16年2月には湾口前面水温\*と湾外基準水温\*\*（脚注参照）との差が1℃以上あり、温排水の内浦湾湾外への拡散が認められました。また、湾外での温排水は、北ないし北東に拡散していることが多くなっています。

(注) 図3-21の数字は定点番号

\* 湾口前面水温：定点9から11の水温の最高値

\*\* 湾外基準水温：定点18から24の最高・最低を除く5点の水温の平均値

図3-21 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現回数



### 第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業総合センター、織物・機械金属振興センター、農業総合研究所、畜産技術センター、林業試験場）においては、次のとおり、地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-58 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	21世紀に向け、身近な自然を取り戻す試みー生態系の復元をめざしてー	11年度からプランタ等を使って手軽にできるミニ・ビオトープの提案を始め、現在は都市生活と様々な生き物との共生をめざすビオトープの実証実験を行っています。5年が経過し、周辺の環境にすむチョウ（36種）やトンボ（21種）などの多くが研究所構内を生息地として利用するようになりました。 また、13年度に環境学習の場として、新しい形のビオトープ「エコアップガーデン」を設置したのを契機に、府民・NPO・企業などと協働で地域に密着した、環境問題についての多面的な取組を開始し、研究所屋上のビオトープづくりや芝生による屋上緑化効果の比較試験も始めています。
	廃棄物埋立処分場に起因する外因性内分泌かく乱物質による環境影響評価について	酵母ツーハイブリッド・エストロゲンアッセイ法を用い、府内の産業廃棄物処分場の浸出水、浸透水や処理水、観測井地下水や周辺の河川水などのエストロゲン活性の動態調査を行っています。 浸透水・浸出水の大部分でエストロゲン活性がみられますが、処分場の立地条件や埋立物を考えると、人・動物などのし尿由来の関連物質によるエストロゲン作用の可能性は少ないと考えられました。管理型処分場における処理水や周辺環境水でも低値ながらエストロゲン活性が検出される事例が散見されたことから、内分泌かく乱化学物質の発生源の一つとして更に詳細な検討を行う予定です。
	日本海側におけるエアロゾル中の微量金属及び鉛同位体比の動態に関する研究	大気汚染物質排出量の増加が予想されるアジア大陸からの影響を調べるため、日本海地域（京丹後市弥栄町）で採取したエアロゾル中の金属成分、鉛同位体比及び水可溶性成分の分析を行いました。 その結果、PTFE製テーブ紙を利用した粒径別質量濃度測定機を用いることにより、エアロゾル中の化学成分組成の長期連続的モニタリングが可能であること、また、大陸から飛来してくる黄砂の特徴的な金属成分の比率を捉えることができ、その比が長距離輸送の指標として有効であることなどがわかりました。
	温室効果ガスの評価方法に関する研究ーメタンガスについて	先進国の温室効果ガス排出削減量について、法的拘束力のある数値目標を定めた京都議定書の発効に伴い、その効果を検証する上で、温室効果ガスのモニタリングが必要となります。今回、温暖化効果ガスの一つとして、二酸化炭素に次いで寄与率の高いメタンガス濃度の地域特性を把握するため、南部地域は大気汚染常時監視局の測定値を、測定局にメタン測定器が設置されていない中部及び北部地域は、13箇所季節毎に大気試料を採取し、濃度分布調査を行いました。 その結果、南部地域のメタン濃度は、1.78～1.89ppm、中部地域は1.79～2.00ppm、北部地域は1.78～1.99ppmでした。
	京都府の大気中代替フロン濃度調査	フロンは成層圏オゾン層の破壊物質とされ、特定フロン等8物質の製造及び輸入が規制されたことにより、使用量が徐々に削減されてきましたが、それに替わって温室効果の高い代替フロン物質（HCFC：6種類、HFC：1種類）の使用は増加傾向にあります。 今回、京都府内の代替フロン濃度の実態把握を行うため、キャニスターでの捕集方法及びガスクロマトグラフ質量分析計による測定方法を検討しました。 その結果、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質モニタリング調査と同様の方法で測定できることがわかりました。
	太陽電池を利用した光触媒による有機汚濁水処理装置の開発と応用実験	14年度に新たに作成した実験装置を用い、光触媒のコーティング基材としてシリカゲルビーズを用いてVOC処理実験を行った結果、これまでのガラスビーズのものより、気相中のVOC濃度を大きく減少させることがわかりました。また、シリカゲルビーズの細孔径が小さいほど効果が高く、連続処理の適用に有効な手段となると考えられます。 新装置は消費電力が大きいため、太陽光パネルを増加させる等の改良が必要で、今後の課題として残っています。
	内分泌かく乱化学物質が野生動物に及ぼす影響に関する研究	府内の1河川で、下水放流水流入又は家庭排水流入地点（汚染地点）2箇所から採集したクサガメ約20個体（雄・未成熟雌）について、血中ビテロジェニン(VTG)を測定しました。 その結果、正常値よりも有意に高濃度のVTGが検出された個体もあり、データ数はやや不十分でしたが、クサガメにおいても魚類同様、内分泌かく乱物質の影響を受けている可能性が示唆されました。
	各種試料の重金属の分析におけるキレート樹脂の活用	環境試料水の重金属を測定する前処理方法の一つとして、キレート樹脂を活用できることが報告されています。しかし、海水試料は高塩分のため、これまで溶媒抽出が必要とされてきました。そこで、キレート樹脂を用いることにより前処理法の簡素化が可能かどうか検討を行いました。人工海水を作り、既存のキレートディスク等を用いたクリーンアップ手法の基礎的検討を行いました。今後更に検討を続け、実海水へ適用していく予定です。

機関名	テーマ等	内 容
中小企業総合センター	光を用いた環境負荷物質の高感度モニタリング	気体中の微量成分モニタリングが可能な光を用いた検出法であるキャビティリングダウン分光法への高速光パルスの適用について検討を行いました。また、光学調整が容易な小型ユニットの試作を行い、環境負荷物質等大気中ガス成分の定量化に有用なハンディモニタリング装置の原型を示しました。
	実大気測定による広領域型環境汚染多成分微量ガス濃度監視システムの性能評価に関する研究	差分吸収スペクトル法広領域型環境汚染多成分微量ガス濃度監視システムによる二酸化窒素測定フィールドテストにより、従来、ほとんど実施例がない広領域測定及び立体分布測定の可能性が確認されました。また、実際の使用状態における測定上の問題点やユーザーの要求にあった製品開発の方向性が明らかになりました。
織物・機械金属振興センター	絹蛋白の回収・有効利用開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白（セリシン・フィブロイン）を回収し、有効利用する「絹蛋白の回収・有効利用技術開発研究」を引き続き実施するとともに、回収したセリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っています。
農業総合研究所	モニタリング調査（旧土壌環境基礎調査）	土壌環境の実態とその経時的変化を把握するために、54年度から府内農耕地220箇所に定点を設け、それぞれ5年ごとに、pH、石灰等の地力項目、Cu、Cd、As等の土壌汚染項目、硝酸塩等の環境項目について分析測定を行いました。 11年度からは前述調査の土壌汚染項目について、4ブロック49地点で調査を行っています。
	土壌汚染防止対策事業（対策地域調査）	63年4月に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき地域指定された亀岡地域において、対策地域内に2箇所の代表地点を設け、土壌及び農作物等の状況を監視しています。
	農薬残留調査	15年度はナバナ等2作物2農薬について、作物残留濃度の分析を実施しました。調査結果は農薬の登録拡大や安全性の再評価に利用されます。
畜産技術センター	家畜ふん尿の急速発酵処理技術の確立	耕種農家のニーズにあった低価格な堆肥を供給し、堆肥の利用促進を図るため、堆肥化時に最適な通気処理を行うことにより微生物の有機物分解能力を最大限に高め、良質で堆肥容積量の少ない急速発酵処理技術を確立して、家畜ふん尿処理にかかる施設費や運転経費の軽減を目指しています。
	植物接触水路による汚水の3次処理	成長が早く、窒素やリンの除去効果があるオオクサモヤホテイアオイ等を繁殖させる植物接触水路を用いて活性汚泥処理水の放流水の3次処理効果を検証しています。
	光触媒を利用した畜産汚水の脱色	畜産施設から排出される汚水は、活性汚泥処理により環境負荷物質を環境基準以下に除去しても茶褐色に着色されています。そこで、ランニングコストの安い光触媒を用いた脱色技術の確立を目指しています。
林業試験場	森林バイオマス及び衰退度調査	森林の炭素吸収量の算出に必要な森林関連データを収集するため、森林の地上部及び地下部のバイオマス量を測定・調査しています。 また、酸性雨等による森林衰退の原因解明を行うため、樹木の成長状態等について、その経年変化を観測しています。
	ニホンジカ適正管理に関する調査	ニホンジカの生息分布並びに年齢構成を把握するため、有害鳥獣駆除により捕殺されたニホンジカの歯を用いて年齢査定を行い、生息の動態を把握しています。

## 第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

### 1 国土利用計画

京都府国土利用計画（以下本項において「府計画」という。）は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に則して、府域における総合的かつ計画的な国土利用を確保するため、国土利用の配分とその利用の方向について、長期的な目標を定めるものであり、国土利用に関する行政上の指針となるものとして第1次計画が53年10月に策定され、第2次計画が61年3月に、第3次計画が8年11月に改定されました。

府計画では、安全で安心できる国土利用や歴史的環境の保全に配慮するなど国土利用の質的向上を目指すとともに、土地の高度利用、低未利用地の利用促進など国土の有効な利用を図るという基本方針の下、目標年次を17年とした利用区分別の規模の目標値を定め、これを達成するために必要な措置の概要を示しています。

## 2 土地利用基本計画

京都府土地利用基本計画（以下本項において「基本計画」という。）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。また、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などに基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、土地利用の基本方針を定めるとともに、府域に、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、それぞれの地域の土地利用の原則及び地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針を定めています。

なお、基本計画は、毎年必要に応じて変更を行うこととなっています。

## 第5節 公害防止計画の推進

### 1 府における計画策定の経緯

都市化が進行し、環境汚染が顕著になっていた府南部の7市2町（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町及び久御山町）の地域を対象として、淀川流域公害防止計画（計画期間：当初計画47～51年度・見直し計画52～56年度）及び京都地域公害防止計画（計画期間：50～56年度）並びに両計画を一体化した京都地域公害防止計画（計画期間：当初計画57～61年度、見直し計画62～3年度・4～8年度）を策定し、更に9～13年度は対象地域を京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の5市2町として策定し、各々の計画に基づき各種公害防止施策を講じてきました。

更に、14年度には、新たな計画（14～18年度）を環境大臣の同意を得て策定し、計画の円滑な実施に努めています。

### 2 京都地域公害防止計画の概要

#### ①計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町及び久御山町の5市2町

#### ②計画の期間

14年度から18年度までの5年間

#### ③計画の目標

**環境基準\***の達成

#### ④ 計画の主要課題

##### (1) 自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。

##### (2) 河川の水質汚濁

大阪湾に流入する**COD\***の汚濁負荷量の削減並びに窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。

#### ⑤講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、廃棄物処理施設の整備、下水道の整備等の公害対策事業を実施する。

また、交通対策や低公害車の導入等の公害関連事業も併せて実施する。



## 第6節 公害紛争処理等の実施

### 1 公害苦情

15年度に府内の市町村等が受け付けた**公害\***に関する苦情の件数は1,896件で、14年度に比べ59件(3.1%)増加しており、過去最高となりました。

#### ①種類別苦情件数

##### (1) 典型7公害\*について

15年度の苦情件数を公害の種類別にみると、野外焼却、ごみ焼却炉からのばい煙などの大気汚染が450件と最も多く、次いでカラオケ、建設工事などの騒音が267件、工場からの有機溶剤、浄化槽などの悪臭が246件、汚水の流出などの水質汚濁が205件などとなっており、苦情件数は、大気汚染、騒音、悪臭及び水質汚濁に関するもので全体の約6割を占める状況にあります。

また、前年度と比べると大気汚染は34件、騒音は24件、水質汚濁は14件それぞれ増加し、悪臭は39件減少しました。

なお、飲食店等を発生源とするカラオケ騒音苦情は24件でした。

##### (2) 典型7公害以外の苦情について

典型7公害以外の苦情700件を種類別にみると、廃棄物の不法投棄に関するものが588件で最も多く、次いで害虫等の発生に関するものが27件などとなっています。

不法投棄の廃棄物の種類をみると、一般廃棄物に関する苦情が467件、産業廃棄物に関する苦情が127件となっており、一般廃棄物では、粗大ごみが281件と最も多く、また、産業廃棄物では建設廃材に関する苦情が69件で最も多くなっています。

#### ②発生源別苦情件数

公害苦情を発生源別にみると、道路が313件と最も多く、次いで建設業が302件、製造業が199件、家庭生活が171件、空地が141件、農業が118件の順となっています。

#### ③被害の種類別苦情件数

公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害が1,161件と最も多く、次いで健康被害が136件、動・植物被害が29件、財産被害が27件となっています。

公害の種類別にみると全般的に、感覚的・心理的被害が多くなっています。

#### ④地域別苦情件数

15年度の公害苦情件数1,896件を地域別にみると、南部地域(京都市を除く)が789件と最も多

図3-22 公害苦情件数の経年推移

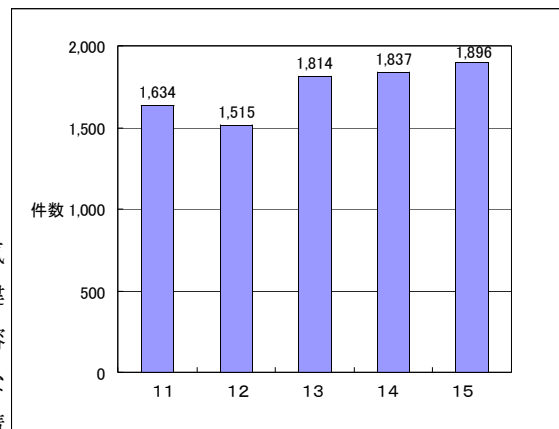
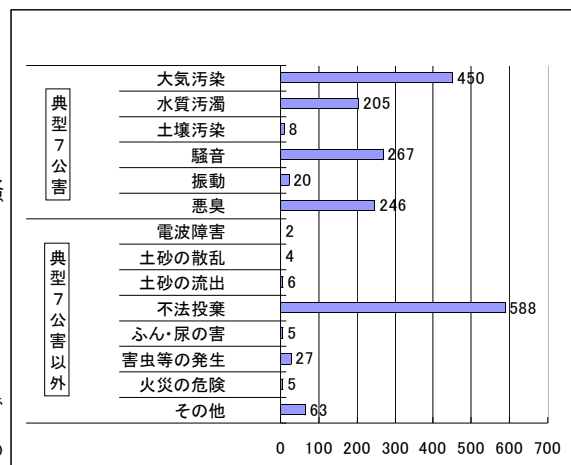


図3-23 公害苦情の種類別件数



く、次いで京都市地域が504件、北部地域が370件、中部地域が233件の順となっており、全苦情の3分の2が南部地域及び京都市地域に集中しています。

## 2 公害紛争

公害苦情については、一般的には被害者から苦情申立てが行われ、これが早期に解決されず、加害者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していくことがあります。

公害紛争処理法では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、行政分野に公害紛争を処理するための制度として公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき、50年に公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手續により公害紛争を処理しています。

16年3月末までに受け付けた公害紛争事件は29件（調停28件、仲裁1件）で、調停成立13件、調停打切り12件、調停申請取下げ1件、仲裁判断1件、継続中2件となっています。

係属した事件の公害の種類としては、騒音・振動に係る事件が多く、地域としては京都市に係るものが24件、京都市以外の地域に係るものが5件となっています。

## 第7節 規制的措施

府警察は、府民の安全で快適な生活を確保するため、生活環境を破壊する悪質な犯罪の取り締まりを積極的に進めています。

近年における環境犯罪の情勢は、大気汚染及び水質汚濁関係事犯の検挙はほとんどありませんが、環境破壊を招く廃棄物事犯は依然として後を絶たず、特に廃棄物の不法投棄、野焼き等が増加し、その手口も再三にわたる行政指導を無視する、摘発を免れるため休日や早朝・深夜に犯行を敢行する、府県境を越えて敢行するなど、悪質・巧妙・広域化の傾向にあります。

15年中は、暴力団の関与する事犯等悪質な事犯に重点指向した取締りを推進し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反等で、246件（前年対比+62件）、222人（前年対比-1人）を検挙しました。

また、全国的に問題となった環境破壊の著しい硫酸ピッチ不法投棄事犯等、2事件11人を検挙しています。

表3-59 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	11年		12年		13年		14年		15年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
大気汚染に係る事犯										
水質汚濁に係る事犯	6	10								
廃棄物に係る事犯	45	69	59	57	163	167	180	219	236	206
その他			1	1	2	3	4	4	10	16
合計	51	79	60	58	165	170	184	223	246	222

注) 暦年(1~12月)による

## 第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出などを図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、資料編資料6のとおり、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭りなどの歴史的



環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあつて、埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境、文化遺産などの掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあい、柔軟な取組を進めています。